

議案第 75 号

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）の一部が平成 26 年 12 月 1 日に施行され、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の一部が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 (他の法律による給付との調整) 第 6 条 略 2 ～ 6 略 7 児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 9 7 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるとき、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。 (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 3 項第 2 号若しくは第 1 7 条第 1 号（国民年金等改正法附則第 9 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）に定める給付 (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第 1 3 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号に定める給付	附 則 (他の法律による給付との調整) 第 6 条 略 2 ～ 6 略 7 児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 9 7 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるとき、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。 (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 1 0 号若しくは第 3 項第 2 号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 3 項第 2 号若しくは第 1 7 条第 1 号（国民年金等改正法附則第 9 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）に定める給付 (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 1 3 号に定める給付